

別表 1

区分	施設種別
1 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に基づく次の施設等	乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 助産施設 保育所 児童厚生施設
2 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設	婦人保護施設
3 学童クラブ事業実施要綱に基づく施設	学童クラブ
4 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第1項に基づく施設	自立援助ホーム
5 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3の第8項に基づく施設	小規模住居型児童養育事業所（ファミリーホーム）
6 子育てひろば事業実施要綱に基づく施設	子育てひろば（一般型、連携型）
7 東京都認証保育所事業実施要綱に基づく施設	認証保育所（A型、B型）
8 認可外保育施設に対する指導監督要綱に基づく施設	認可外保育施設 （10及び居宅訪問型保育事業を除く）
9 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第9項、10項、12項に基づく施設であって、第34条の15第2項の認可を受けている施設	家庭的保育事業実施場所 小規模保育事業実施施設 事業所内保育事業実施施設
10 家庭的保育事業等実施要綱に基づく施設	家庭的保育事業等実施場所
11 東京都病児保育事業実施要綱に基づく施設	病児対応型・病後児対応型実施場所

別表 2

1 事業内容	2 補助対象経費	3 算定方法
耐震診断	施設利用者の安全を確保するために必要な建物の耐震診断費（目視等による簡易な耐震診断費を除く。）	別に定める補助対象面積に別に定める補助単価を乗じて得た額と補助対象経費の実支出額（ただし、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額がこれを下回る場合はその額）とを比較して、少ない方の額に5分の4を乗じて得た額